

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律の施行期日を定める政令案参照条文

○愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年六月十八日法律第八十三号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。